

奈良市地域自治協議会立ち上がり支援交付金交付要綱(案)

(趣旨)

第1条 市長は、市民参画及び協働によるまちづくりの推進を図るため、地域自治協議会の設立初期の立ち上がりに要する経費に対し、予算の範囲内で奈良市地域自治協議会立ち上がり支援交付金(以下「交付金」という。)を交付することについて、奈良市補助金等交付規則(昭和59年奈良市規則第23号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付対象者)

第2条 交付対象者は、奈良市地域自治協議会の設置及び認定等に関する要綱第2条に定める地域自治協議会(以下「協議会」という。)とする。

(交付対象経費および交付金の額)

第3条 交付金の交付は協議会の認定から〇〇年度を限度とし、対象となる経費および交付金の額は、別表のとおりとする。

(交付金の交付申請)

第4条 交付金の交付を受けようとする協議会は、規則第4条に定める補助金等交付申請書に、次に掲げる書類を添えて、別に定める日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 規約
- (4) 組織図
- (5) 構成員及び役員の名簿
- (6) その他市長が必要と認める書類

(実績報告書の添付書類)

第5条 交付金の交付を受けた者は、規則第14条に定める実績報告書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 交付対象事業に関する支出を証明する書類
- (2) 協議会活動報告書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、交付金の交付に関し必要な事項は、その都度市長が定める。

附則

この要領は、平成 〇〇年 〇月 〇日から施行する。

(別表)

対象事業	対象経費	交付金の額
(1) 協議会の運営 (2) 自主的・自立的な地域のまちづくり事業 (3) その他市長が必要と認める事業	賃金, 報償費, 旅費, 需用費, 役務費, 委託料, 使用料及び賃借料, 工事請負費, 原材料費, 備品購入費その他市長が特に必要と認める経費	年間 <input type="text"/> 円を限度とする。